

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	34 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	29 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から48年6月まで

私は、昭和47年11月に会社を退職したことに伴い、妻が市役所で私の国民年金の加入手続を行い、夫婦の国民年金保険料を集金人に納付してきた。

ねんきん特別便で被保険者資格を確認したところ、私の昭和47年11月から48年6月までの期間が、国民年金に加入していない期間とされていることが分かった。私は、きちんと保険料を納めていたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間は未加入期間とされていることが確認できるが、申立人が所持する国民年金手帳によると、その資格取得の欄に、昭和47年11月15日付け強制被保険者としての資格取得日が記載されていることが確認でき、その前後の資格取得の記載内容を見ると、当該資格取得に係る記載について、不自然さは見られないことから、申立人が、同年11月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際、市役所において、国民年金の資格取得の届出を行ったことが推認され、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が認められる。

また、申立人及びその妻は、申立期間の国民年金保険料を市の集金人に対し、夫婦共に納付していたと主張しているところ、申立人が所持する申立人の妻に係る国民年金保険料を納付した領収書から、申立人の妻は、申立期間のうち昭和47年11月から48年3月までの国民年金保険料を、同市の集金人に納付していることが確認できることから、申立人の妻が、自身の国民年金保険料を納付しながら、夫の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

私は、長男を出産後の昭和51年1月に国民年金に任意加入し、まじめに保険料を納付してきたが、平成19年に社会保険庁（当時）から送られてきたねんきん特別便で、昭和60年1月から同年3月までの期間に保険料が未納となっていることを知った。確か、この期間は、私の夫の口座から国民年金保険料を納付していたはずなので、この期間のみ、保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の前後の保険料を納付済みである上、申立期間の前後を通じて申立人の夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を口座振替により納付していたと主張しているところ、市が保管する国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立期間前の保険料は口座振替により納付していることが確認できるところ、口座振替により国民年金保険料を納付している場合、残高不足により当該期間の保険料が納付されなければ、社会保険事務所（当時）から過年度納付書を送付していたとしており、納付意識の高い申立人が当該納付書を受領しながら、申立期間に係る国民年金保険料を未納のまま放置するとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年8月まで

夫婦二人分の国民年金保険料は、私か妻のいずれかが、二人分を一緒に銀行で納付していた。20年も前のことで、当時のことははっきり覚えていないが、申立期間の保険料については、妻が納付してくれていたと思う。納付の領収書は無いが、記録がおかしいと思うので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度開始当初から国民年金に加入しており、申立期間を除く加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みである上、申立人の妻は、申立期間を含む昭和39年4月以降の国民年金保険料をすべて納付済みであり、申立人及びその妻の同保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の妻が納付してくれていたとしているところ、その妻は、申立期間の国民年金保険料が納付済みであることから、納付意識の高い申立人の妻が、自身の保険料を納付しながら、夫の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 平成13年4月及び同年5月

私は、65歳になる平成18年ごろに、裁定請求の通知が届いたので、市役所の出張所に赴いたところ、窓口で13年4月及び同年5月の国民年金保険料が未納となっていたことが分かり、3万円ぐらいの保険料を納付した。

ところが、受給した年金額が少なかったことから年金記録を確認したところ、昭和41年4月から42年3月までの納付記録も無いことが分かり、納付したはずの保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を集金人に納付していた弟と同居するようになり、その集金人に勧められて国民年金に加入したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和41年2月28日に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人の国民年金保険料は、同年1月分から納付が開始されていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金に加入する手続きを行ってから、国民年金保険料を未納とすることなく納付していたとしているところ、オンライン記録によると、申立人の昭和41年1月以降の国民年金保険料は、申立期間①及び②を除き未納期間は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、国民年金の加入期間のうち、国民年金保険料を現年度において納付できなかった期間について、8回にわたって過年度保険料として納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人が、申立期間①の保険料を未納としておくことは不自然である。

一方、申立人は、平成 18 年ごろに、国民年金の裁定請求を行うため市役所出張所に赴いた際、申立期間②の国民年金保険料が未納であることが分かり、その窓口で 3 万円ぐらいの保険料を納付したとしているが、同出張所によると、当時、窓口では、国民年金保険料の納付書の発行及び保険料の納付はできなかったとしていることから、申立人の記憶と異なる上、18 年時点では、申立期間②の保険料は、時効により納付することはできない期間である。

また、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から37年3月まで
② 昭和37年6月から40年3月まで

私は、国民年金制度が発足した時から夫婦一緒に国民年金に加入し、集金人に保険料を納付していたが、突然、集金人が代わった時に私の年金記録が未納となっていることが分かり、市役所に問い合わせたところ、「訂正します。」と言われたので、記録訂正が行われたと思っていた。

ところが、ねんきん特別便を見ると、記録訂正が行われておらず、年金記録は間違っているので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和37年1月12日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、オンライン記録によると、申立人及びその妻の国民年金保険料は、夫婦共に36年4月分の保険料から納付されていることが確認できる上、申立人は、申立期間①及び②の期間を除いて未納期間が無く、申立人の妻は、国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①については、5か月と短期間である上、国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間①直後の国民年金保険料を現年度で納付していることが確認できることから、納付意識の高い夫婦が、申立期間①を納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②については、申立人の主な主張として、「3年間分の国民年金保険料の納付が無いことが分かり市役所に赴いたところ、当時の市役所の窓口の担当者に3年間の記録を訂正しますと言われた。」としているが、A市

及びオンライン記録が共に3年間も漏れることは考え難い上、同市によると、仮に、国民年金保険料の納付記録について申出により訂正を行った場合、その結果の連絡は口頭で行うことはなく文書により行うとともに、その事蹟を記録するとしていることから、申立期間に申立人が主張するような不適正な事務処理はなかったとしているほか、同市の被保険者名簿をみても、申立内容を示すような記録の訂正は見当たらない。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち平成6年8月から8年9月までの期間及び9年10月から11年9月までの期間を50万円、11年10月から12年9月までの期間を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年10月1日から9年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月1日から9年5月1日まで
② 平成9年10月1日から13年4月1日まで

私がA社で勤務していた期間のうち、平成6年8月1日から9年5月1日までの期間及び同年10月1日から13年4月1日までの期間の標準報酬月額が大幅に低く設定されていることが分かった。給与明細書を保存しているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成6年8月1日から8年10月1日までの期間及び申立期間②のうち、9年10月1日から12年10月1日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録において、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する50万円もしくは53万円と記録されていたところ、i) 8年2月28日付けで、標準報酬月額が6年8月1日にさかのぼって9万8,000円に、ii) 10年1月22日付けで、標準報酬月額が9年10月1日にさかのぼって11万円に、iii) 12年3月8日付けで、標準報酬月額

が10年12月1日にさかのぼって22万円に、iv)12年3月8日付けで、標準報酬月額が11年10月1日にさかのぼって22万円に、それぞれ引き下げられていることが確認できる。ところ、10年8月1日から同年12月1日までの標準報酬月額については10年9月21日付けで11万円から14万2,000円に月額変更処理されているが、この処理についても当該期間前後の遡及訂正処理等を踏まえると、これらと一連して行われたと考えるのが妥当である。

また、オンライン記録によると、A社において、申立人を含む9人の標準報酬月額が平成8年2月28日付けで遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する給料明細書によると、標準報酬月額50万円に基づく厚生年金保険料が控除されており（平成10年2月分及び11年10月分から12年9月分までを除く。）、また、それぞれの月額変更及び定時決定の訂正処理の基礎となる期間の平均月収は50万円もしくは53万円の額が支給されていることから、上記の月額変更及び定時決定の訂正処理は、実態とは異なることが確認できる。

一方、A社の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は平成6年7月25日から10年7月31日までの期間において、二人いる代表取締役のうちの一人であること、及びその後、取締役となっていることが確認できる。

しかし、申立期間①及び②について、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録が確認できる上、オンライン記録において、当該期間に同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる16人（同社に係る閉鎖登記簿謄本において確認できる平成11年10月14日までの代表取締役Bを含む。）及び同謄本において確認できる同年10月14日からの代表取締役Cに、申立人の職務内容及び社会保険事務担当者の氏名等を照会し、10人から回答があったところ、そのうちの複数の従業員は、「申立人は当時、D業務をしていた。」とそれぞれ証言しており、申立人が同社で業務執行責任を負っていたことをうかがわせる証言等はない。

また、代表取締役Bは、「申立人は、経理面に関与しておらず、標準報酬月額の遡及訂正及び手続きには関与していなかった。」と証言しており、上記代表取締役C、並びに経理担当者も申立人のA社における業務執行責任及び当該遡及手続への関与が無いことを証言している。

さらに、上記の代表取締役B及びCによると、当時、社会保険料の滞納があったとしている上、社会保険事務所（当時）が保管するA社の滞納処分票の記載から、同社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年2月28日付け、10年1月22日付け及び12年3月8日付けで行われた遡及訂正処理並びに10年9月21日付けで行われた同年8月からの月額変更処理は、事実上即したものは考え難く、社会保険事務所（当時）が行った当該遡及訂正処理及び月額変

更処理に合理的な理由があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理及び月額変更処理に係る有効な記録処理があったとは認められない。

このため、当該処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年8月から8年9月まで及び9年10月から11年9月までは50万円、11年10月から12年9月までは53万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間①のうち、平成8年10月1日から9年5月1日までの標準報酬月額については、オンライン記録において、申立人の8年10月からの定時決定（標準報酬月額9万8,000円）の処理は、申立人が所持する給料明細書（8年5月から同年7月までの月収入の平均は標準報酬月額50万円に相当する額）から実態と相違した定時決定処理ではあるものの、同年8月29日に処理されていることから、遡及された処理ではなく、上記の遡及訂正処理等と関連した処理とも言えない。

一方、申立人が所持する給料明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る給料明細書の保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主がオンライン記録どおりの届出を行ったことを認めていることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②のうち、平成12年10月1日から13年4月1日までの標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が一致することから、当該期間の標準報酬月額を訂正する必要性は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年5月15日から同年7月1日までの期間については厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日を36年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から30年6月1日まで
② 昭和36年5月15日から同年7月1日まで

私は、昭和28年11月にA社に入社して、転職もせず、定年退職まで勤務したのに資格取得時及び転勤時の期間が抜けていることに納得できない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険被保険者記録及び元同僚4人の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に転勤）、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが推認できる。

なお、異動日については、同僚の証言及びオンライン記録により、申立人に係る当該事業所での被保険者記録の資格取得日及び喪失日が全て月の初日であることから、昭和36年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和36年4月のオンライン記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人の詳細な供述及び元同僚3人の証言から申立人がA社C支店に在籍して勤務したことはうかがえる。

しかしながら、昭和28年12月に入社したとする元同僚は、「私自身の厚生年金保険の資格取得は29年4月となっている。」と証言しており、他の同僚も同様の証言をしている。

これらのことから判断すると、当該事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

また、事業主は「申立期間①及び②当時の資料を保管しておらず、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人に係る雇用保険被保険者記録では、申立人が申立期間①後の昭和30年8月1日にA社において雇用保険に加入した記録が確認できるものの、申立期間①における雇用保険被保険者記録は確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年2月28日から22年5月1日までの期間及び同年7月11日から23年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を21年2月28日に、資格喪失日における記録を23年4月1日に訂正し、申立期間のうち、21年2月及び同年3月に係る標準報酬月額を200円、21年4月から22年4月までの期間及び同年7月から23年3月までの期間に係る標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から18年1月1日まで
② 昭和18年1月1日から21年1月1日まで
③ 昭和21年1月1日から22年5月1日まで
④ 昭和22年7月11日から23年4月1日まで

私は、昭和6年9月にC社（現在は、A社）に入社し、工事に従事していた。16年3月からは、D支店に赴任し現場監督をしていたが、開戦により工事が中止となったので、18年1月に帰国し（申立期間①）、その後は、E支店に赴任し、工事に従事した（申立期間②）。私がD支店にいた17年6月には、被用者年金の制度ができていたにもかかわらず、年金記録には、これら海外勤務の期間に係る加入記録が無い。

また、私は、終戦後の昭和21年1月にはC社B支店に配属となり、23年3月末に家庭の事情で退職するまでずっと同支店で勤務していたが、そのうち、厚生年金保険の加入記録があるのは22年5月1日から22年7月11日までの2か月だけであり、当該期間の前（申立期間③）と後（申立期間④）には、加入記録が無い。

A社の資料により、私が昭和6年9月から23年3月末でC社同社に在籍

していたことが証明されているので、この期間を通じて、私が厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社が保管している社員名簿及び退職証明書によると、申立人は、同社に昭和6年9月1日に入社し23年3月31日に退職しており、申立期間①から④までは、C社に在籍していたことが確認できる。

また、A社は、「社員名簿により、申立期間③のうち昭和21年2月28日から22年5月1日までの期間及び申立期間④については、申立人が国内で正社員として勤務していたことが確認できるため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」としていることから、申立人は、申立期間③のうち21年2月28日から22年5月1日までの期間及び申立期間④については、C社本社及びB支店において継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、昭和21年2月及び同年3月を200円、21年4月から22年4月までの期間及び同年7月から23年3月までの期間を600円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日を誤って届け出たとしていることから、社会保険事務所（当時）は、昭和21年2月分から22年4月分まで、及び22年7月分から23年3月分までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間③のうち昭和21年1月1日から同年2月28日までの期間については、申立人は、「E国から帰国直後の1、2か月は待機を命じられた。」と主張しているところ、「昭和21年度C社社員名簿」において、申立人は「待機者」と記載されており、申立人は、当該期間においては、C社B支店で勤務していなかったことが確認できる。

また、申立期間①及び②については、A社が保管している社員名簿によると、昭和16年3月26日にC社D支店、17年12月12日に同社E支店に赴任し、帰国後の21年2月28日から本社F部に、同年10月1日から同社B支店に勤務していたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険法（又は労働者年金保険法）が適用される区域は「内地」である日本国内であり、「外地」であるD国及びE国には適用されない。

また、オンライン記録によると、C社D支店及び同社E支店が厚生年金保

険の適用事業所であった記録は無い。

さらに、C社本社が適用事業所となったのは昭和19年6月1日であることが確認できる上、A社人事グループは、「給与から厚生年金保険料の控除を開始したのは、同年10月1日からである。」としており、申立期間①及び②の大半は、C社本社が適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③のうち昭和21年1月1日から同年2月28日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③のうち昭和21年1月1日から同年2月28日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から④までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 10 月 10 日
② 平成 18 年 4 月 10 日
③ 平成 18 年 10 月 10 日
④ 平成 19 年 4 月 10 日

A社において、平成17年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料をそれぞれ控除されていたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録とされているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成17年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から⑤までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 10 日
② 平成 17 年 10 月 10 日
③ 平成 18 年 4 月 10 日
④ 平成 18 年 10 月 10 日
⑤ 平成 19 年 4 月 10 日

A社において、平成17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から③までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年4月10日
② 平成18年10月10日
③ 平成19年4月10日

A社において、平成18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から⑤までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年4月10日
② 平成17年10月10日
③ 平成18年4月10日
④ 平成18年10月10日
⑤ 平成19年4月10日

A社において、平成17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から⑤までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 10 日
② 平成 17 年 10 月 10 日
③ 平成 18 年 4 月 10 日
④ 平成 18 年 10 月 10 日
⑤ 平成 19 年 4 月 10 日

A社において、平成17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から④までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 10 日
② 平成 15 年 10 月 10 日
③ 平成 16 年 4 月 10 日
④ 平成 16 年 10 月 10 日

A社において、平成15年4月10日、同年10月10日、16年4月10日及び同年10月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成15年4月10日、同年10月10日、16年4月10日及び同年10月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑥までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から⑥までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 10 日
② 平成 15 年 10 月 10 日
③ 平成 16 年 4 月 10 日
④ 平成 16 年 10 月 10 日
⑤ 平成 17 年 4 月 10 日
⑥ 平成 17 年 10 月 10 日

A社において、平成15年4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日及び同年10月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成15年4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日及び同年10月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間
当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事
務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について
納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行してい
ないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から④までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 10 日
② 平成 15 年 10 月 10 日
③ 平成 16 年 4 月 10 日
④ 平成 16 年 10 月 10 日

A社において、平成15年4月10日、同年10月10日、16年4月10日及び同年10月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成15年4月10日、同年10月10日、16年4月10日及び同年10月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から④までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 10 日
② 平成 15 年 10 月 10 日
③ 平成 16 年 4 月 10 日
④ 平成 16 年 10 月 10 日

A社において、平成15年4月10日、同年10月10日、16年4月10日及び同年10月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成15年4月10日、同年10月10日、16年4月10日及び同年10月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 10 日
② 平成 15 年 10 月 10 日
③ 平成 16 年 4 月 10 日
④ 平成 16 年 10 月 10 日
⑤ 平成 17 年 4 月 10 日
⑥ 平成 17 年 10 月 10 日
⑦ 平成 18 年 4 月 10 日
⑧ 平成 18 年 10 月 10 日
⑨ 平成 19 年 4 月 10 日

A社において、平成15年4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成15年

4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 10 日
② 平成 15 年 10 月 10 日
③ 平成 16 年 4 月 10 日
④ 平成 16 年 10 月 10 日
⑤ 平成 17 年 4 月 10 日
⑥ 平成 17 年 10 月 10 日
⑦ 平成 18 年 4 月 10 日
⑧ 平成 18 年 10 月 10 日
⑨ 平成 19 年 4 月 10 日

A社において、平成15年4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成15年

4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 10 日
② 平成 15 年 10 月 10 日
③ 平成 16 年 4 月 10 日
④ 平成 16 年 10 月 10 日
⑤ 平成 17 年 4 月 10 日
⑥ 平成 17 年 10 月 10 日
⑦ 平成 18 年 4 月 10 日
⑧ 平成 18 年 10 月 10 日
⑨ 平成 19 年 4 月 10 日

A社において、平成15年4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成15年

4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 10 日
② 平成 15 年 10 月 10 日
③ 平成 16 年 4 月 10 日
④ 平成 16 年 10 月 10 日
⑤ 平成 17 年 4 月 10 日
⑥ 平成 17 年 10 月 10 日
⑦ 平成 18 年 4 月 10 日
⑧ 平成 18 年 10 月 10 日
⑨ 平成 19 年 4 月 10 日

A社において、平成15年4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成15年

4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 10 日
② 平成 15 年 10 月 10 日
③ 平成 16 年 4 月 10 日
④ 平成 16 年 10 月 10 日
⑤ 平成 17 年 4 月 10 日
⑥ 平成 17 年 10 月 10 日
⑦ 平成 18 年 4 月 10 日
⑧ 平成 18 年 10 月 10 日
⑨ 平成 19 年 4 月 10 日

A社において、平成15年4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成15年

4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 10 日
② 平成 15 年 10 月 10 日
③ 平成 16 年 4 月 10 日
④ 平成 16 年 10 月 10 日
⑤ 平成 17 年 4 月 10 日
⑥ 平成 17 年 10 月 10 日
⑦ 平成 18 年 4 月 10 日
⑧ 平成 18 年 10 月 10 日
⑨ 平成 19 年 4 月 10 日

A社において、平成15年4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成15年

4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 10 日
② 平成 15 年 10 月 10 日
③ 平成 16 年 4 月 10 日
④ 平成 16 年 10 月 10 日
⑤ 平成 17 年 4 月 10 日
⑥ 平成 17 年 10 月 10 日
⑦ 平成 18 年 4 月 10 日
⑧ 平成 18 年 10 月 10 日
⑨ 平成 19 年 4 月 10 日

A社において、平成15年4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成15年

4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月10日
② 平成15年10月10日
③ 平成16年4月10日
④ 平成16年10月10日
⑤ 平成17年4月10日
⑥ 平成17年10月10日
⑦ 平成18年4月10日
⑧ 平成18年10月10日
⑨ 平成19年4月10日

A社において、平成15年4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成15年

4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から⑨までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月10日
② 平成15年10月10日
③ 平成16年4月10日
④ 平成16年10月10日
⑤ 平成17年4月10日
⑥ 平成17年10月10日
⑦ 平成18年4月10日
⑧ 平成18年10月10日
⑨ 平成19年4月10日

A社において、平成15年4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成15年

4月10日、同年10月10日、16年4月10日、同年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑥までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から⑥までの標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 10 月 10 日
② 平成 17 年 4 月 10 日
③ 平成 17 年 10 月 10 日
④ 平成 18 年 4 月 10 日
⑤ 平成 18 年 10 月 10 日
⑥ 平成 19 年 4 月 10 日

A社において、平成16年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成16年10月10日、17年4月10日、同年10月10日、18年4月10日、同年10月10日及び19年4月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間
当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事
務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について
納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行してい
ないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月10日

A社において、平成15年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び賞与統計表によると、申立人は、平成15年4月10日に支給された賞与から6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和21年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、20年12月から21年3月までの期間を30円、同年4月から同年8月までの期間を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月10日から21年9月1日まで

私は、昭和20年5月19日にA社に入社し、28年5月15日に退職した。転勤はあったものの、厚生年金保険に空白期間があるのはおかしいと思うので、厚生年金保険加入記録をもう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和20年5月19日にA社に入社し、28年5月15日に退職するまで同社で勤務していた。」と主張しているところ、B社が保管する社員台帳（申立人の勤務経歴が記載されたもの）及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、20年5月19日から28年5月15日までの期間、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、C社（後の、A社）における厚生年金保険被保険者資格を昭和20年12月10日に喪失し、21年9月1日にD社で同資格を取得していることが確認できるところ、同社はA社の関連会社であり、後に同社と合併していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、「2度目のE事業所勤務は短期間であった。」と供述しているところ、上記被保険者台帳によると、D社に係る厚生年金保険の被保険者記録は昭和21年9月1日から同年11月1日と短期間であることが確認でき、ま

た、元同僚の証言とも符合していることから、申立人のA社に係る資格喪失年月日は同年9月1日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚の記録から判断すると、昭和20年12月から21年3月までの期間を30円、同年4月から同年9月までの期間を60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年3月25日は18万7,000円、19年3月24日は19万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月25日
② 平成19年3月24日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出したものの、時効により年金額には反映されないため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書から、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年3月25日は23万7,000円、18年3月25日は24万5,000円、19年3月24日は25万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月25日
② 平成18年3月25日
③ 平成19年3月24日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出したものの、時効により年金額には反映されないため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書から、申立人は、申立期間①から③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①から③当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①から③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、9万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月24日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先であったA社が、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出したものの、時効により年金額には反映されないため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書から、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年3月25日は33万円、18年3月25日は21万円、19年3月24日は28万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年3月25日
② 平成18年3月25日
③ 平成19年3月24日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出したものの、時効により年金額には反映されないため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書から、申立人は、申立期間①から③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①から③当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①から③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年3月25日は8万5,000円、19年3月24日は17万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月25日
② 平成19年3月24日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出したものの、時効により年金額には反映されないため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書から、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から45年3月まで

私は、父親の強い勧めもあり、20歳になった時に当時住み込みでA事業所で勤務しており、叔母であるB氏が市役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれて、国民年金に加入した。昭和36年5月から38年までの間は、当時勤務していたA事業所及びC事業所に2か月から3か月に1度の割合で市役所から集金人が職場に来て、私が保険料を納付していた。38年から50年ごろまではD事業所で勤務し、保険料は給料引きのため、経理等を担当していた事業主の奥さんが国民年金保険料を集金人に支払ってくれていた。

私は、自宅に送られてきたねんきん特別便を見て、上記の期間の保険料が未納であることを知り大変驚いた。領収書は無いが確かに保険料を納付したことを確信している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったころ、当時勤務していたA事業所で勤務しており、叔母であるB氏が国民年金の加入手続きを行い、その後、保険料を納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号(*)は、昭和45年7月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続きが行われたものと推認され、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人については、上記の国民年金手帳記号番号以外に、申立期間中の昭和42年5月に社会保険事務所(当時)の職権で払い出されたものの、保険料の納付記録が無く、払出し後に取り消しされた同手帳記号番号(*)が確認されるが、これらのほかに別の同手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 36 年 5 月から 38 年の初めごろまで、職場を訪れる集金人に対して納付書で保険料を支払ったと申し立てているが、当時の国民年金保険料は印紙検認方式で収納しており、申立人の主張とは符合していないことから、その期間に保険料を納付していたとするのは不自然である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から44年3月まで

私は、20歳になったら国民年金に加入するように母から言われており、20歳の時にA市役所で加入手続を行った。保険料は近所の町会役員の方が集金に来て、母が納付して領収書をもらっていたように思う。その領収書は年金手帳に挟んでいた。しかし、昭和61年にB市役所に第3号被保険者資格の申請に行った時、「既に記録として登録されているので、廃棄しましょうか。」と言われ、そうしてもらったことから証拠書類が残っていない。

60歳前に、社会保険事務所（当時）に相談に行ったところ、結婚前の納付記録が全く無いことを知った。その後、昭和44年度分のみ納付記録があったとの回答を受けたが、当時同居していた姉は、私が国民年金保険料を納付していることをきっかけに国民年金に加入し、そのことについては、私も姉も間違いなく覚えている。現在の年金記録に納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、前後の任意加入者から申立期間後の昭和44年9月ごろに払い出されていると推認できる上、申立人が所持する国民年金手帳には、44年11月5日発行との記載が確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の母が申立人の保険料を町会役員が集金により納付していたと申し立てしているところ、A市によると、申立人の国民年金の加入手続日より前の年度にあたる申立期間の保険料を集金により納付することはで

きないとしている上、申立期間の保険料の納付を行っていたとする申立人の母は既に亡くなっており、申立人自身は保険料納付に直接関与していないため、申立期間に係る具体的な納付状況が不明である。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間は保険料の未納期間とされており、オンライン記録と一致する。

加えて、申立人の母が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から51年1月まで

私は、昭和44年8月に、同じマンションに住む友人と一緒に市役所へ行き、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、郵便局又は銀行で納付していた。

友人は国民年金の記録があるのに、私の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年8月に、友人と一緒に市役所へ行き、国民年金の加入手続きを行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、51年2月に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録及び市の国民年金被保険者記録によると、申立人は、同年2月4日に国民年金の任意加入被保険者として資格を取得したことが確認できることから、申立人の国民年金加入記録について、行政上の記録管理の不自然さはいかがえない。

また、国民年金の任意加入被保険者は、制度上、さかのぼって国民年金に加入することができないため、申立期間については未加入期間と記録されていることから、申立人が、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとは考え難く、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の当時の納付方法及び納付金額の記憶は曖昧である上、申立人が一緒に国民年金に加入したとしている友人から当時の状況を聴取したが、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を裏付ける具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から46年11月まで

私は、昭和40年2月から、父が所有する船の船員として船員保険に加入していたが、45年2月に、船が座礁し使えなくなったことにより、船員保険の資格を喪失した。そのため、両親が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、母親が母親自身の保険料と一緒に、私の保険料を婦人会の集金人に納付していた。

年金記録を確認したところ、昭和46年12月から国民年金に加入し、保険料を納付した記録になっていたが、船員保険の被保険者でなくなった後は、国民年金に加入し保険料を納付していたので、45年2月から46年11月までの年金記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員保険の資格を喪失した昭和45年2月に、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、47年1月10日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる。

また、オンライン記録及びA町が保管する国民年金納付記録一覧表によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は昭和46年12月15日と一致しており、申立期間は、未加入期間と記録されていることから、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付できたとは考え難く、45年2月ごろに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年9月まで

平成19年にA市の実家へ帰省した時、母に、「60歳になったので年金受給の手続をするために社会保険庁(当時)へ出向いた。」と話したところ、母から、私が20歳になったころ、当時、実家(自営店舗)に来ていた集金員に私の分の国民年金保険料を手渡ししていたことを初めて聞いた。母が保険料を払ってくれていたのに、申立期間の年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、自営店舗に来ていた集金員から申立人が20歳になったころに国民年金の加入勧奨を受け、加入手続を行い、申立人が婚姻するまで保険料を払い続けていたと主張しているが、集金員に保険料を手渡ししていたこと以外について記憶が無く、具体的な供述が得られない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が加入手続を行った時期は、申立人の同手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、申立期間後の昭和48年10月ごろと推認される上、申立人の実家の所在するA市で、申立人の母親が42年ごろに加入手続を行い、申立人に対して上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年9月まで

昭和36年4月1日に国民年金制度が実施されたときに加入して、毎月の保険料を支払っていた。当時は1か月分200円から300円ぐらいだったと記憶している。多分、毎月か2か月に1回ぐらいの割合で集金に来ていたように思う。38年10月1日に経営していた会社が、厚生年金保険の適用事業所となったため同保険に加入した。その際、国民年金の集金人に事情を説明して、集金を停止してもらったことをよく覚えている。65歳から厚生年金を支給されており、国民年金も加算されているものと思っていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年10月1日に申立人自身が経営する会社で厚生年金保険を適用した際、国民年金の集金人にその事情を説明して、以後の集金を中止したことを覚えており、それまで国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人及びその妻の記録は当該厚生年金保険の被保険者期間のみであり、38年10月に同資格を取得し、65歳で喪失するまで一貫して厚生年金保険被保険者である上、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、申立人が居住する市において、申立人及びその妻の国民年金被保険者名簿も存在しないなど、申立人及びその妻が申立期間に国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、市の集金人に対して毎月又は2か月に1回の割合で国民年金保険料を納付し、その都度領収書を受け取ったと申し立てているが、当時の同市では、国民年金保険料を3か月ごとに印紙検認方式で収納し、国民年金手

帳に印紙を貼付^{ちようふ}して検認印を押しており、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から51年3月まで

ねんきん特別便に対する回答で、国民年金の被保険者期間が見付かったとの通知をもらったが、その期間については、保険料が納付されていないとの説明を受けた。

私は、結婚してA市に転居した時に前の夫が国民年金の加入手続をしていたが、A市及びB市での納付記録が全く無いというのも腑に落ちない。

また、私は18歳から23歳までC共済の組合員で、退職一時金をもらったが、その期間と新たに判明した期間とは重なっており、この点からも年金記録に不信感を持ち、保険料が納付されている直前の期間についても、記録が消えているのではないかと不安になった。

私は、数多く転居しており、名前も「D」や「E」と読まれることがあるので、記録が間違えられていることもあると思う。

A市に移ったころの昭和41年12月から51年3月までのうち、どれくらいの期間か分からないが、保険料を払っていた記憶があるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、「F」の氏名で新たに見つかった国民年金被保険者期間（昭和34年4月から44年11月まで）の中で、41年12月から44年11月までの期間については、申立人の元夫が保険料の納付を行っていたと申し立てしているところ、元夫は既に死亡しており、元夫から当該期間における保険料納付について確認することができない上、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、詳細は不明としている。また、申立人と同時に国民年金に加入していたとする申立人の元夫は、オンライン記録により、当該期間の国民年

金被保険者期間において保険料がすべて未納であることが確認できる。

また、申立人は、上記の期間のうち、B市に居住していた時期に同市役所に赴いて国民年金保険料を納付した記憶があると申し立てているが、当時、B市では、集金人による戸別徴収であったとしており、申立人の記憶する納付方法とは符合しない。

さらに、申立期間のうち、申立人が国民年金被保険者資格を有しない昭和44年12月から51年3月までの期間については、申立人がB市から転出した際に、国民年金に係る窓口への住所変更の届出が未届けであったため、所在が確認できず、社会保険庁(当時)が住民票により所在を確認し、職権で44年12月に被保険者資格を喪失させた経緯が国民年金被保険者原票の記録により確認できる上、申立人を扶養していたとする申立人の元夫は、当時、厚生年金保険の加入期間であり、制度上、申立人は国民年金の強制被保険者とはならず、任意加入が可能であった期間となるが、申立人には、当時、任意加入を行ったとする記憶は無い。

加えて、申立期間に係る申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間当時居住していたとするA市、B市、G市及びH市がそれぞれ保管する国民年金記録に、申立人が保険料を納付した記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月から 37 年 3 月まで

私は、昭和 34 年 2 月から 37 年 3 月まで A 社で勤務し、入社当初は、成績が優秀で全国表彰も受けた。

しかし、平成 21 年 2 月に社会保険事務所（当時）に照会したところ、当時の同僚は厚生年金保険に加入しているのに、私の加入記録が無いとのことであったので再度、調べ直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、勤務していた期間は特定できないものの、A 社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、申立期間中の昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、34 年 2 月から 35 年 5 月までは、当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、オンライン記録によると、昭和 35 年 6 月 1 日に、A 社の事業主を含む 10 人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当時の従業員数について、申立人は、「20 人はいた。」と供述している上、複数の同僚も、「20 人から 30 人はいたと思う。」と証言していることから判断すると、同社は、厚生年金保険の適用事業所となった際に、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと考えられる。

加えて、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したことをうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除さ

れていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 22 日から 36 年 9 月 16 日まで

私は、A社で勤務した期間に係る脱退手当金は受け取ったが、その後に勤務したB社での期間については脱退手当金を受け取っていない。

C社を定年退職した際、B社に係る厚生年金保険の被保険者記録が残っていることを社会保険事務所（当時）で確認しており、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前のA社で勤務していた期間についてのみ脱退手当金を受給したと主張しているが、申立人に係る脱退手当金は、申立人がB社D支店で勤務していた申立期間の被保険者月数と、申立人が受給を認めているA社で勤務していた期間の被保険者月数の合計（61 か月）を基礎として計算され、B社を退職してから約8か月半後の昭和37年5月29日に支給決定されたこととなっているところ、申立期間前に脱退手当金の支給記録は無いほか、申立人がA社に係る期間のみで脱退手当金を受給していたこととはうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人のA社及びB社D支店に係る厚生年金保険の被保険者記録は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている上、両事業所における被保険者月数の合計を基礎として計算された脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成元年 9 月まで

A社B支店に昭和51年2月16日から平成3年8月16日まで勤務したが、申立期間の給与額及び交通費は下がらなかったのに、なぜか標準報酬月額がその前後期間の32万円から30万円に下げられている。標準報酬月額が下がった原因が分からないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の前後の標準報酬月額が32万円のところ、申立期間の標準報酬月額は30万円であることが確認できる。

しかし、A社では、「申立期間当時の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる資料は保存年限満了により保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できない。

また、A社B支店の担当者は、「一般的に標準報酬月額は、基本給以外の諸手当（残業手当等）の金額により、変動する可能性はある。」と回答しているところ、オンライン記録により、申立期間にC支店（申立期間当時、B支店の従業員はC支店の厚生年金保険に加入）において被保険者資格を有する従業員のうち12人について、昭和60年から平成4年までの期間の標準報酬月額の推移を確認すると、申立人を含む6人に、前年より引き下げられている年があることが確認できる上、変更後の等級はいずれも直近下位の等級となっており、不自然さはいかがえない。

さらに、申立人が記憶している元同僚の一人で申立人と同時期（昭和51年2月16日）にA社B支店（当時は、D支店）に異動した者は、「給料は個人の働きによって決まるので、申立人が当時どのくらい残業して、どのくらい給料をもらっていたか分からない。」と証言しており、申立人の勤務実態及び当時の状況について確認できない。

このほか、申立人が申立期間に、その主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月30日から50年3月30日まで

A社(現在は、B社)勤務時に、C事業所に行くよう命じられた。派遣された時期についても、社長から、厚生年金保険は加入すると聞いていた。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社勤務時にC事業所で作業するように命じられ、一人で出張していた期間であると主張しており、当該事業所において一緒に勤務していた別事業所の作業員の氏名を記憶しているところ、当該作業員の妻は、「夫は既に死亡しているが、当時職人としてC事業所で働いていた。」と証言しており、期間は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る雇用保険加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、B社は、「当時の関係書類等は全く保管しておらず、当時の代表者は既に死亡しており、在籍していた従業員も在職していないため、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務期間は特定できず、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、申立人が記憶する元同僚及び当時の事務担当者は既に死亡しており、申立人の勤務実態に関する証言や証拠を得ることはできない。

さらに、オンライン記録により、申立期間にA社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員40人に申立人の勤務実態について照会を行い、23人から回答を得たものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られず、申立人のC事業所における勤務実

態及び勤務期間は確認することができない。

なお、申立人が申立期間について作業を行っていたとするC事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが申立人の氏名は無く、厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 1 日から 63 年 6 月 30 日まで
昭和 61 年 7 月 1 日から 2 年間、A 社に勤務していた期間の年金記録が空白となっている。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主、取締役及び元同僚の証言により、申立人が申立期間当時A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の事業主及び取締役は、「申立期間当時、本人の希望で常勤勤務でも、社会保険に加入しない者が少なくなかったが、希望がなければ、請負やアルバイト以外は社会保険に加入するのが原則だった。申立人の希望で社会保険に加入しなかったかもしれないが、当時の資料は廃棄処分になっているため、申立人の勤務実態及び加入の有無は確認できない。」と証言している。

また、申立人の申立期間の前後の他の事業所での勤務期間においては、雇用保険被保険者記録が確認できるものの、申立期間における同記録は確認できない。

さらに、A社に係る健康保険記号番号順索引簿によると、整理番号に欠番は無く、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人の氏名は見当たらず、厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 45 年 12 月 31 日まで

私は、老齢厚生年金の裁定請求で社会保険事務所（当時）に行った時、A社の下請けとして働いていた期間について、当該事業所に可能性のある記録があると言われた。また、その期間、同社に給与から健康保険料、厚生年金保険料を控除されていた。同社での勤務期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 38 年 4 月ごろから 45 年 12 月末ごろまでの間、親族の者と二人でB社としてA社が受注した仕事を断続的に請け負い、その期間中は、毎月、同社から月割計算により支払われる請負金額から、健康保険料や厚生年金保険料が同社により控除されていた。」と主張している。

しかしながら、一緒に仕事をしていたとする親族は既に死亡しており、B社も現存しておらず、申立人も申立期間当時にA社において一緒に仕事をした同僚の氏名を記憶していないため、当時の状況について確認することができない。

また、申立人が勤務していたと主張するB社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 60 年 4 月 1 日であり、申立期間は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

さらに、A社は、「申立期間当時の人事記録に、申立人の氏名は見当たらない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

加えて、A社は、「下請企業の従業員を厚生年金保険に加入させることは無い。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名（申立人が申立期間当時使用していたとする氏名を含む。）は見

当たらず、申立期間当時と一緒に仕事をしていたとする親族も、申立期間より後の昭和 50 年 1 月 1 日から 60 年 4 月 1 日までの間、同社の被保険者であったことは確認できるものの、申立期間において同社の厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

なお、申立人は、60 歳の時に、社会保険事務所（当時）において「A社に可能性のある記録がある。65 歳まで待つて手続をする。」旨を言われたと主張しているが、同事務所では、当時の対応状況は不明であると回答しており、当該主張について確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 16 日から 34 年 1 月 31 日まで
私は、昭和 31 年 3 月 15 日に A 中学校を卒業すると同時に B 社に入社して、C 職として勤務していた。同中学校からは定期採用者が私のほかに二人おり、私と同日に入社しているはずである。当時、同社は大手企業との取引もしており、社会保険に加入していたはずであるため、記録がないのはおかしい。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 中学校が証明している申立人の卒業年月は昭和 32 年 3 月であること、及び申立人が申立期間後に勤務していた D 社に保管されている従業員名簿の職歴欄に「32 年 3 月から 33 年 12 月まで B 社にて C 職」との記載が確認できること等から、申立人が、申立期間のうち、32 年 3 月以降、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人が上記中学校を卒業後、一緒に入社したとする元同僚の B 社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、同社は昭和 33 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、申立人は、「B 社に常時 50 人程度が勤務していた。」と供述しているところ、当該事業所に係る被保険者名簿によると、申立期間に確認できる被保険者数は最大 25 人であることが確認できる。

さらに、上記名簿から申立期間に被保険者記録が確認できる 25 人のうち、所在の確認できた 4 人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、3 人から回答があったものの、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言は得られず、そのうちの二人は、「入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日に 6 か月間の相違がある。」としており、そのう

ちの一人は、「5か月間の試用期間があり、その間、社会保険に加入していなかった。」と、それぞれ証言している。

これらのことから判断すると、当該事業所は従業員全員を厚生年金保険に加入させておらず、また、加入している者についても入社してから相当期間経過後、厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

また、閉鎖登記簿謄本によると、B社は昭和49年10月1日に解散していることが確認できる上、当時の事業主等の所在も不明であることから、申立人の勤務実態、保険料控除等について確認することができない。

さらに、B社に係る被保険者名簿によると、申立期間のうち、昭和31年3月16日から当該事業所が適用事業所でなくなった日である33年10月1日までの期間に、申立人の氏名は確認できない上、整理番号の欠番等は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 18 日から 35 年 8 月 21 日まで
A社を辞めたのは結婚前の 21 歳のころで、少しでも厚生年金を受給できると思っていた。しかし、社会保険事務所（当時）で確認すると、脱退手当金を受給しているため、この期間は年金額に反映されないとのことだった。
私は受給した覚えは無いので調査の上、年金記録の回復を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページと、その前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である、昭和 35 年 8 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 24 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 12 人が資格喪失日から半年以内に支給決定されているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 11 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 5 日から 36 年 3 月 16 日まで

私は、昭和 32 年 3 月から 36 年 3 月までの間、A社B事業所に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によると、その間の厚生年金保険の被保険者期間に係る脱退手当金を 36 年 8 月 9 日に受給したとされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 36 年 8 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社に入社した時期と同時期の昭和 31 年 1 月から 34 年 3 月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人が退職した時期と同時期の 35 年から 37 年までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有していた者は申立人を含み 32 人確認できるが、申立人を含む 21 人について脱退手当金の支給記録があり、そのうち 20 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる。さらに、同社を退職後、脱退手当金を受け取ったとする元従業員は、「自分自身で脱退手当金の請求を行った記憶が無いため、事業所が代理で請求したのではないかと証言していることなどを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 9 月 30 日まで

私は、昭和 12 年ごろから A 社(現在は、B 社)において、助手として 20 年に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 社に継続して勤務していたとしているところ、申立人が所持する昭和 18 年 6 月 3 日付けの A 社 C 事業所長名の表彰状に「一年間無事故無欠勤」の旨の記載が確認できることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「昭和 26 年 5 月 1 日以降の在籍者であれば、申立期間の在籍記録は確認できるが、引き続き雇用されていない者については人事記録等が廃棄されているため、不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び労働者年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立期間に A 社 C 事業所で労働者年金保険被保険者資格を有する元従業員 20 人は、既に全員死亡しており、当時の状況について聞き取りを行うことができないため、申立人の勤務実態について具体的な証言を得ることができない。

さらに、申立人の親族は、「申立人は、課長の助手として入社し、現場監督助手として現場管理業務を行っており、現業労働者ではなかった。」と証言している上、A 社 C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の昭和 19 年 6 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額が

最高等級であるところ、B社は、「現業労働者が最高等級の給与を受け取ることは考え難い。」と回答していることから、申立人は申立期間において労働者年金保険法の被保険者とされていた現業労働者ではなかった可能性が高いと考えられる。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人は、昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年10月1日に同資格を喪失していることが確認でき、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。なお、厚生年金保険制度は、19年6月1日からの準備期間を経て、同年10月1日から完全施行されており、準備期間は保険給付の算定の基礎とならない期間である。

このほか、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 21 日から 55 年 2 月 26 日まで

私は、A社を退職直後、B市に赴き、求人広告を見たその日から、C社が経営するD店に住み込みで仕事を始めた。

しかし、ねんきん特別便によると、この店で勤務していた期間の厚生年金保険記録が無いことに気が付いた。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録によると、申立人は、昭和 54 年 9 月 1 日にC社で同被保険者資格を取得していることから、申立人が、申立期間のうち同日以降の期間について、同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社は、平成 9 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は当該事業所が適用事業所になる前の期間である上、申立人が勤務先であったと主張する「D店」という事業所が適用事業所であったことは確認できない。

また、C社は、「適用事業所になる前に、社員の給与から厚生年金保険料を控除することは考え難い。」と回答している。

さらに、申立人が同時期に勤務していたとする元同僚については、連絡先が確認できないため証言を得ることができず、申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月から 23 年 3 月まで

私は、昭和 21 年 7 月から 23 年 3 月まで、A 社（本社は B 市）に勤務したので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が B 市から転勤してきたと記憶する元同僚 4 人の氏名が確認できること、及び同社の法人登記で確認できる B 市の本店及び C 支店の所在地が申立人の記憶とおおむね一致することから、申立人が申立期間のころに同社 C 支店で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は既に廃業している上、申立人が記憶する同社 C 支店の元同僚 13 人中、B 市から転勤してきたとする上記の元同僚 4 人のうち被保険者名簿の記録を特定できた 3 人は、いずれも死亡又は連絡先不明であり、このほかの元同僚 9 人については、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない等のため、当時の状況について聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A 社の関連事業所のうち、厚生年金保険の適用事業所となっているのは、B 市にあった本店（昭和 22 年以降は B 支店、D 支店を本店に変更。）のみであり、同社 C 支店が同保険の適用事業所であったことは確認できない。

さらに、A 社の被保険者名簿によると、上記の B 市から転勤してきたとする元同僚 4 人のうち 2 人は、両人が同社 C 支店に勤務していたと考えられる期間である昭和 21 年 12 月 31 日（上記二人の同社 B 支店での資格喪失日）から 25

年2月3日（同社B支店が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日）までの期間について、いずれも被保険者記録が確認できず、別の元同僚一人は、21年10月15日に同保険の被保険者資格喪失後、23年7月1日に再取得するまでの期間における被保険者記録は確認できない。

加えて、A社B支店において経理課勤務であったとする元従業員は、「同社C支店は厚生年金保険の適用事業所ではない。給料計算も同支店で行っており、同支店採用者について、私は関知していない。」と証言している。

これらのことから判断すると、A社は、同社C支店の従業員については、厚生年金保険に加入させていなかった可能性が考えられる。

また、A社に係る被保険者名簿によると、健康保険番号に欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。